

規制の事後評価書

法令の名称：年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案による改正後の厚生年金保険法第 100 条第 1 項

規制の名称：厚生年金保険における立入検査等の調査権限の整備

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：厚生労働省年金局事業管理課

評価実施時期：令和 7 年 1 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること（以下「立入検査等」という。）ができることとされている（厚生年金保険法第 100 条第 1 項）。
- 以前は、立入検査等の対象となっている「事業主」は、厚生年金保険法第 27 条の規定中「適用事業所の事業主又は同法第 10 条第 2 項の同意をした事業主」と定義されていたところ、適用事業所ではないが、適用要件を満たす事業所であることが見込まれる事業所（以下「適用事業所であると認められる事業所」という。）の事業主が加入指導を拒んだ場合などに、厚生年金保険法第 100 条第 1 項を根拠として立入検査等を行うことができず、任意の調査にとどまることとなり、適用促進の取組を進める上で支障が生じることから、令和 2 年の年金法改正において、適用事業所であると認められる事業所の事業主についても、立入検査等の対象であることを明確化した。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①厚生年金保険の未適用防止効果	事前評価時	—
	事後評価時	—

注1) 事前評価時には「金銭価値化することは困難。」「指標の設定は不要。」としており、効果の具体的な推計を行っていない。

注2) 事後評価時においても、厚生年金保険の確実な適用が実現されるようになるという効果は想定されるものの、これを定量的な数値として算出することは困難。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①適用事業所であると認められる事業所の事業主について、立入検査等を求められた場合必要な対応をするための費用	事前評価時	—
	事後評価時	—

注1) 事前評価時には「指標の設定は不要。」としており、遵守費用の具体的な推計を行っていない。

注2) 厚生年金保険の適用に係る立入検査等に要する費用については、事業主が人事労務管理に要する費用一般の内数となるため、具体的な算出が困難。

■行政費用

		算出方法と数値
①適用事業所であると認められる事業所の事業主に対し、法律の施行に関し必要な情報を把握するための立入検査等を行う費用	事前評価時	—
	事後評価時	—

注1) 事前評価時には「指標等の設定は困難。」としており、行政費用の具体的な推計を行っていない。

注2) 事後評価時においても、個別の事案に応じて費用の要否が変わるため算出できない。

3 考察

当該規制は、強制加入たる厚生年金保険の適用を適正かつ確実に実施するために必要不可欠な規制であり、本規制を継続しなければ、適用事業所と認められる事業所の事業主に対する立入検査等を実施することができず、適用促進の取組が阻害されることとなり、厚生年金保険の適正な適用が担保されず、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的自体を揺るがすこととなる。よって、本規制を継続することは妥当である。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案による改

正後の厚生年金保険法第 100 条第 1 項

規制の名称：厚生年金保険における立入検査等の調査権限の整備

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：厚生労働省年金局事業管理課

評価実施時期：令和 2 年 2 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5～10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

○ 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること（以下「立入検査等」という。）ができることとされている（厚生年金保険法第 100 条第 1 項）。

○ 立入検査等の対象となっている「事業主」は、厚生年金保険法第 27 条の規定中「適用事業所の事業主又は同法第 10 条第 2 項の同意をした事業主[※]」と定義されているところ、適用事業所ではないが、適用要件を満たす事業所であることが見込まれる事業所（以下「適用事業所であると認められる事業所」という。）の事業主に対しては、立入検査等の調査権限が及ぶことが法令上明らかでない。

※ 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者は、厚生年金保険法第 10 条の規定により、事業主の同意を得た上で（同条第 2 項）、厚生労働大臣の認可を受けて被保険者となることができる（同条第 1 項）。

○ このため、適用事業所であると認められる事業所の事業主が加入指導を拒んだ場合などに、厚生年金保険法第 100 条第 1 項を根拠として立入検査等を行うことができず、任意の調査にとどまることとなり、適用促進の取組を進める上で支障が生じることから、同条を改正し、適用事業所であると認められる事業所の事業主についても、立入検査等の対象であることを明確化することとする。

- なお、厚生年金保険法第 100 条第 1 項の規定による立入検査等を正当な理由がなく拒んだ場合等は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が処される。
- 当該措置を行わない場合は、適用事業所であると認められる事業所の事業主が任意の調査に協力せず、強制加入たる厚生年金保険の適用が徹底されない可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

- 現状、立入検査等の調査権限について、適用事業所であると認められる事業所の事業主に及ぶことが法令上明らかでない。
- そのため、適用促進の取組を推進し、強制加入たる厚生年金保険の適用を徹底する観点から、立入調査等の調査権限が適用事業所であると認められる事業所の事業主に対しても及ぶことを、法令上明確化する必要がある。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- 遵守費用として、適用事業所であると認められる事業所の事業主について、文書その他の物件を提出するための費用等、立入検査等に対応するための費用が生じる。
- 行政費用として、適用事業所であると認められる事業所の事業主に対して、帳簿、書類その他の物件を検査するための費用等、立入検査等を実施するための費用が生じる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す

ることが求められる。

(規制の拡充のため該当せず)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

- 適用事業所であると認められる事業所の事業主に対して法令に基づく立入検査等を実施することが可能となり、適用促進の取組が推進されることによって、強制加入たる厚生年金保険の適用の徹底が実現されることとなる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

- 金銭価値化することは困難

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(規制の拡充のため該当せず)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

- 副次的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

- 立入検査等の対象の明確化に伴い増加する費用はあるものの、適用促進の取組が推進されることによって、強制加入たる厚生年金保険の適用の徹底が実現されることとなり、増加する費用を大きく上回る便益が得られることとなると考える。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

- 代替案として、適用事業所と認められる事業所の事業主に対しては、任意の調査への協力にとどめ、その結果、罰則規定の対象ともしないことが想定される。
- この場合、適用事業所と認められる事業所の事業主は、任意の調査に必ずしも協力する必要がないため、適切な指導等を行うことができず、強制加入たる厚生年金保険の適正な適用に支障が生じることから、改正案と同程度の便益は得られないものとする。
- これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和元年 12 月 27 日社会保障審議会年金部会）において、次のとおり報告されている。

3. その他の制度改正事項及び業務運営改善事項

○ 年金制度については、上記に挙げた改革事項以外にも、より時代に合った制度とする観点から、今回の改正の機会を捉え、必要な改革を行うべきである。

○ 具体的には、本部会での議論も踏まえ、以下の改正を行うべきである。

（１）～（５） （略）

（６）厚生年金保険法に基づく事業所への立入調査について、例えば、国税庁からの給与支払いの情報提供等により適用事業所である蓋然性が高いと認められる事業所もその対象とできるようにする。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

○ 当該規制は、強制加入たる厚生年金保険の適用を適正かつ確実に実施するために必要不可欠な規制であり、適用事業所と認められる事業所の事業主に対する立入検査等を実施することができず、適用促進の取組が阻害されることは、厚生年金保険の適正な適用が担保されず、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的自体を揺るがすものであることから、当該規制に対し、見直し条項を付すことは不適當であり、検討規定は不要と考えている。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

○ 検討規定は不要としているため、指標の設定は不要である。